



|                  |                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 農業共済事業における水稻共済の特質                                                                 |
| Author(s)        | 本郷, 徹                                                                             |
| Citation         | 農業経営研究, 21, 55-75                                                                 |
| Issue Date       | 1995-02                                                                           |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/36507">https://hdl.handle.net/2115/36507</a> |
| Type             | departmental bulletin paper                                                       |
| File Information | 21_55-76.pdf                                                                      |



# 農業共済事業における水稻共済の特質

本郷 徹

1. 問題の所在と課題
2. 制度上の特質
  - 1) 農業共済制度の概要
  - 2) 共済加入規定
  - 3) 掛け金国庫負担
3. 事業運営上の特質
  - 1) 共済引受率
  - 2) 事業シェア
  - 3) 事業別支出
4. 災害補償効果の特質
  - 1) 共済掛け金
  - 2) 補償水準－単位当たり共済金額－
  - 3) 農家の「共済差引」
5. 要約と結論－水稻共済の特質－

## 1. 問題の所在と課題

わが国の農業災害補償法（以下「農災法」とする）は1947年、家畜保険法、農業保険法を引き継ぐ形で制定された（註1）。農災法施行後、現在約半世紀をむかえようとしているが、この農災法、いわゆる農業共済制度は自然災害多発国日本の作物等被害を保険的に補償することで、農業経営の安定を支えてきた。

わが国の農業共済制度は事業費の一部、共済掛け金の一部を政府が負担するというシステムになっており、そのための予算措置がなされている。表1により、わが国の農業関連予算における農業共済事業予算（農業保険費）の推移を見ると、その額は現在約1,400億円ほどにのぼっている。農林水産省所管予算における農

業保険費シェアの推移を見ると、特にかつて高いシェアを占めていた食糧管理費が激減しているのに対し、農業保険費への予算は4～5%台と一定のウェイトを維持してきている。これは農業共済の機能に対して国家がその必要性、重要性を認めていることを示しているといえよう。

表1 農業共済関係予算（農業保険費）の推移

| (億円, %) |               |             |              |
|---------|---------------|-------------|--------------|
| 年次      | 農林水産省<br>所管合計 | 農業保険費       | 食糧管理費        |
| 1970    | 8,530         | 410 (4.8)   | 3,016 (35.4) |
| 1975    | 20,325        | 807 (4.0)   | 8,115 (29.9) |
| 1980    | 32,135        | 1,424 (4.4) | 6,522 (20.3) |
| 1985    | 29,426        | 1575 (5.4)  | 4,561 (15.5) |
| 1990    | 25,094        | 1380 (5.5)  | 2,320 (9.2)  |
| 1993    | 29,402        | 1414 (4.8)  | 2,100 (7.1)  |

(資料) 『農林水産省統計』各年次。

註1) 当初予算額である。

2) ()内はシェア。

ところが、農業共済制度に関する研究は極めて少なく、その実態が明らかにされていない部分が多い。その中で茂野[8]は農業共済制度の特質を損害保険との比較によって行っており、また吉井[16]は事業の運営コストを、やはり損害保険との比較によって検討を行っている。この両論文によって、農業共済事業そのものの特質に関しては明らかにされたのであるが、農業共済事業に含まれる各共済事業ごとの特質を明らかにしている研究は見あたらない。

わが国の基幹作物である水稻の共済（農作物共済）は、農業共済事業の中でも常に中心的事業として展開してきたことには、異論がないところであろう。そこで本稿では、農業共済事業における水稻共済事業をその他の共済事業と比較するというアプローチをとることで、水稻共済事業の特質と災害補償効果を明らかにすることを課題とする。その分析視角として①制度 ②事業運営 ③災害補償効果という3つの側面から各事業を検討し、それぞれ比較をすることによって水稻共

済の特質を明らかにする。なお、本稿においては対象を水稻共済に限定するため、農作物共済を水稻共済、麦共済の2事業に分離して考察をすすめる（註2）。

## 2. 制度上の特質

### 1) 農業共済制度の概要

現在、わが国の農業共済事業は表2に示した6事業で運営されている（註3）。農災法は、法施行以前から実施されていた農業保険法、家畜保険法を継承して、稲、麦の農作物共済、蚕繭共済、家畜共済の3事業から開始された。その後1970年以降の減反開始を契機として、転作に伴う農業共済へのニーズの多様化から、1973年に果樹共済事業が、また1979年には畑作物、園芸施設共済事業が開始されている。

### 2) 共済加入規定

農作物、蚕繭、家畜共済が果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済という、いわゆる新種共済事業と制度的に異なる点は共済加入規定に関してであろう。

表2に示したように、農作物共済、蚕繭共済は当然加入制がとられている。当然加入制とは、都道府県知事が定めた当然加入基準（例えば北海道では水稻60a、麦50a）以上の作付がある農家は必ず加入しなければならないというものである（註4）。

家畜共済も農災法施行当初から実施されていた事業ではあるが、農作物、蚕繭共済のように当然加入制は採用されなかった（註5）。家畜共済は義務加入制、ならびに任意加入制の併用をとっている。義務加入制とは、「水稻などの農作物共済または蚕繭共済の加入者で牛馬を飼養する農家に加入を義務づける」（註6）というものであり、それ以外の家畜に関しては任意加入となっている。

これに対して、新種共済はいずれも任意加入制がとられている。村上〔4〕はこれらが任意加入制をとった理由として「当然加入制は有資格者の自由意志を拘束する点が、今の社会風潮に受け入れがたい」という点を指摘している。しかしながら、水稻、麦共済などは、当然加入基準を引き上げる方向に進んできてはいる（註7）ものの、未だ完全な任意化の方向には進んでいないというのが現状である。

表2 農業共済事業の概要

| 共済<br>目的 | 対象品目                                                                                     | 事業開始<br>年度     | 加入        |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-----------|
| 農作物      | 水稻、陸稲、麦                                                                                  | 1947<br>(1939) | 当然加入      |
| 蚕繭       | 春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭                                                                            | 1947<br>(1939) | 当然加入      |
| 家畜       | 牛、馬、種豚、肉豚                                                                                | 1947<br>(1929) | 義務加入、任意加入 |
| 果樹       | うんしゅうみかん、なつみかん、<br>指定かんきつ、りんご、ぶどう、<br>なし、もも、おうとう、びわ、<br>かき、くり、うめ、すもも、<br>パインアップル、キウイフルーツ | 1973           | 任意加入      |
| 畑作物      | ばれいしょ、大豆、小豆、<br>いんげん、てん菜、さとうきび、<br>ホップ、茶                                                 | 1979           | 任意加入      |
| 園芸施設     | 特定園芸施設<br>(付帯施設、施設内農作物)                                                                  | 1979           | 任意加入      |

(資料) 農林水産省『農業災害補償制度年報』などより作成

註1) 事業開始年度の( )内は農業保険法、家畜保険法の施行年である。

註2) 指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、いよかん、ネーブルオレンジ、  
ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、  
不知火、河内晩柑を指す。

### 3) 掛け金国庫負担

農業共済は一般の損害保険が対象としているリスクに比べると極めて危険率(被害率)の高い災害を扱っているため、掛け金が必然的に高く設定されることから、掛け金の一部を政府が負担するというシステムをとっている。しかしながら、この負担割合はそれぞれの共済事業間で異なって設定されており、表3にそ

の掛け金国庫負担割合の推移を示した。家畜共済は対象家畜ごとに負担割合が定められており、果樹、畑作物、園芸施設共済もそれぞれ定率で設定されている

（註８）。これに対して、水稻共済と麦共済は「超過累進方式」を用いてきたためにその割合は一定にはなっていない。超過累進方式とは危険率の高い地域の農家負担掛け金が高騰することに対する緩和措置として、そのような地域の農家に国庫負担割合を引き上げて設定するというものである。しかし1971年の農災法改正以後、段階的にその割合が引き下げられてゆき、特に水稻共済に関しては1994年度産から超過累進方式が完全に撤廃され、国庫負担割合が一律50%となった

（註９）。これは、危険率が高い地域において稲作転換が進んだため、国庫負担掛け金が削減されてきたということであるが、それでも水稻共済の掛け金国庫負担割合は、他の共済事業と比較して低率になったわけではなく、この意味において、水稻および麦共済は国側からのケアを、比較的強く受けてきた共済事業であるということができよう。

表３ 共済掛け金の平均国庫負担割合

|      |      |      |      |      |      |      | (%)  |
|------|------|------|------|------|------|------|------|
|      | 水稻   | 麦    | 家畜   | 蚕繭   | 果樹   | 畑作物  | 園芸施設 |
| 1970 | 60.2 | 65.5 | —    | —    | —    | —    | —    |
| 75   | 59.1 | 67.5 | 44.8 | 56.6 | 50.0 | —    | —    |
| 80   | 58.6 | 68.4 | 47.6 | 55.7 | 48.9 | 60.0 | 49.9 |
| 85   | 59.4 | 68.2 | 48.3 | 54.5 | 50.0 | 60.0 | 49.9 |
| 90   | 53.3 | 59.0 | 48.0 | 54.9 | 50.0 | 60.0 | 49.8 |
| 94   | 53.5 | 59.7 | 48.0 | 55.3 | 50.0 | 60.0 | 49.8 |

（資料）各『共済統計表』より作成

註１）家畜、蚕繭、園芸施設共済は1993年の数値である。

註２）果樹共済は収穫共済である。

註３）果樹共済の1980年が50%を下回っているのは、青森県のりんごの減収総合方式について、基準共済掛け金率を上回って共済掛け金率が設定されたことによる。

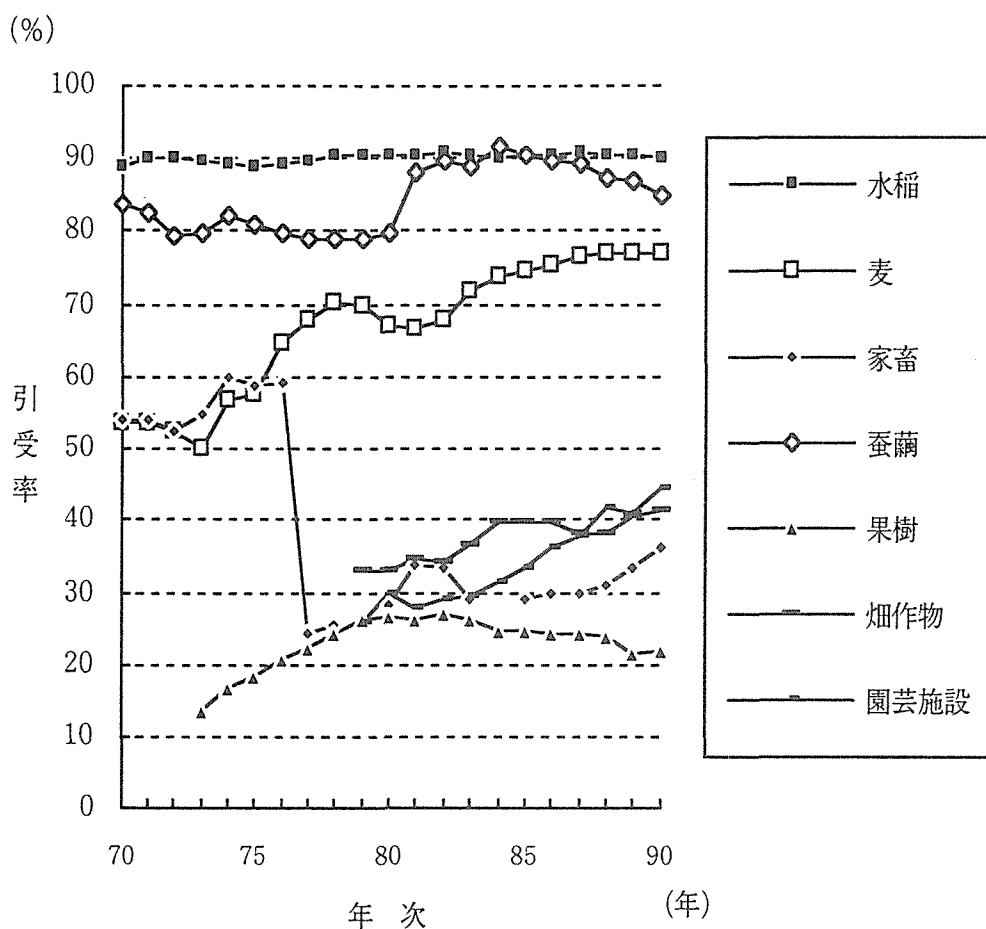


図1 共済事業別引受率の推移

(資料) 農林水産省『農業災害補償制度年報』各年度より作成。

註1) 面積、箱、頭数引受率である。

註2) 家畜共済の79、84年の両年はデータ欠である。

註3) 果樹共済は収穫共済である。

### 3. 事業運営上の特質

前節において一つの「農業共済制度」という枠組みの中でも、それぞれの事業ごとに制度上の相違が存在することを確認した。そこで本節においては、それらの制度的相違を踏まえた上で実際の事業運営面における各事業の特質を検討する。

#### 1) 共済引受率

図1は共済事業ごとの共済引受（加入）率の状況を示したものである。当然加入である共済事業の引受率が100%になっていないのは前述の当然加入基準があるために、基準以下の農家が加入していないことによる。水稻共済は、ほぼ90%の引受率を常に維持してきたのに対して、麦共済は当然加入制でありながら、水稻共済と比較すると引受率は低水準で推移してきている。これは麦類が転作作物として多く普及していたために、比較的小面積の作付が多く、当然加入基準に達していない農家が多数存在していたことを示唆しよう。しかし、その後、麦作付規模の拡大により、徐々にその引受率は上昇している。家畜共済が1977年に引受率が急減しているが、これは義務加入の対象外である肉豚が共済対象に追加されたためである。また、果樹共済が特に引受率が低水準で推移しており、近年さらに低下傾向にあるのを除けば、その他の任意加入の共済引受率は約30%からスタートし、緩やかに40%程度まで上昇してきているのが特徴として指摘できよう。

#### 2) 事業シェア

農業共済事業においては水稻共済が常にその中で中心的事業として展開してきたものと考えられるが、以下では水稻共済が農業共済事業において実際にどのような地位に位置しており、またそれがどのように推移してきたのかについて明らかにする。

まず、各共済事業ごとの総共済金額の推移を図2に示した。期間は最初の新種共済である果樹共済が開始された1973年以降とする。ここでいう共済金額とは共済金の支払限度額のことであり、収量0のときの支払共済金の額と言いかえることができる。水稻共済の引受率は前掲図1のようにほぼ一定の水準を維持してきているため、引受率が共済金額の変化に影響を与えてきたとは考えられない。水稻共済の共済金額は1977年まで急激な上昇がみられるが、これはこの期間の米価の上昇を背景としているものと考えられる（註10）。その後、水稻共済の共済金額は停滞し、1985年頃から減少傾向に転じている。家畜共済の共済金額は緩やか

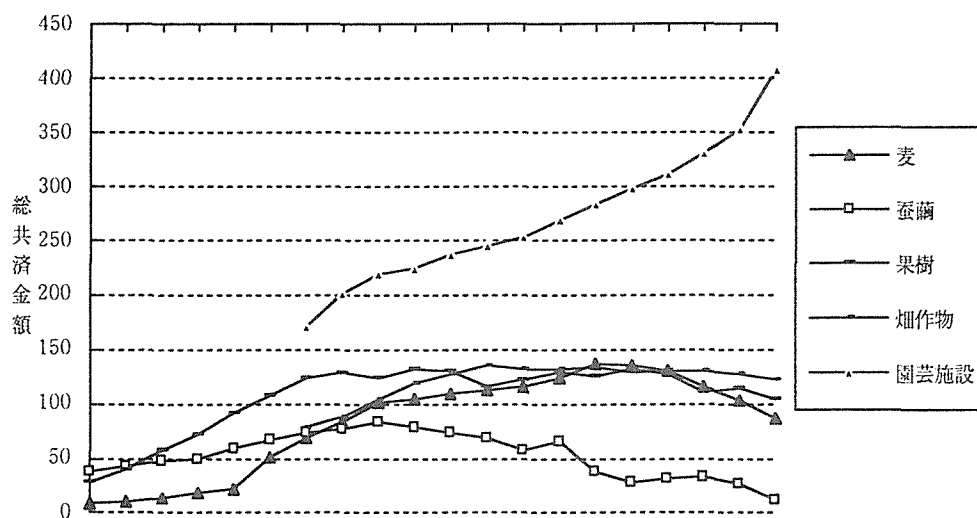
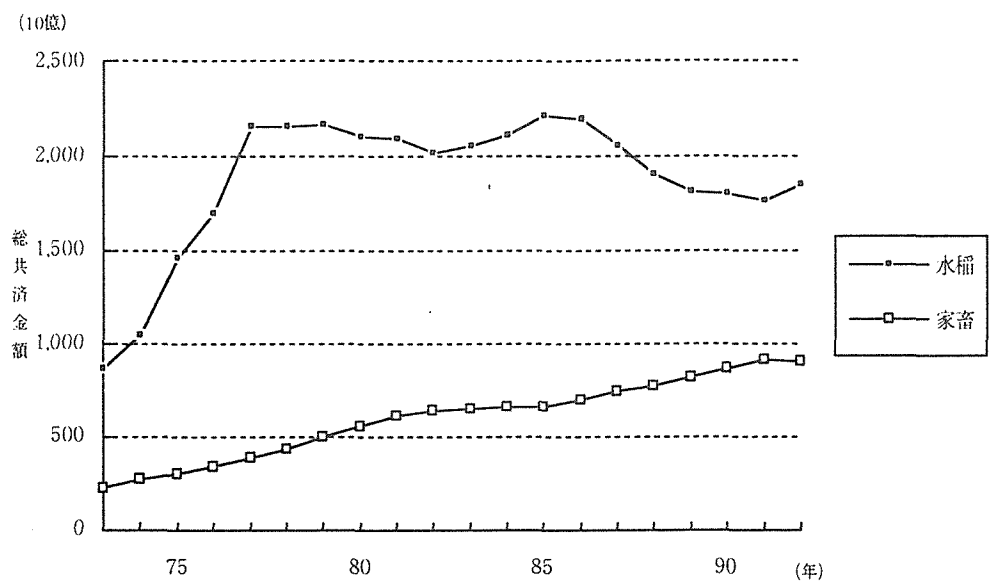


図2 共済金額の推移

(資料) 各『共済統計表』より作成。

註) 果樹共済は収穫共済である。

に増加する傾向にあり、また、園芸施設共済は引受率の上昇（前掲図1）に伴い、共済金額が上昇してきている。

水稲共済の総共済金額におけるシェアは、畑作物、園芸施設共済の事業開始（1979年）から減少傾向に転じ、1977年の80%をピークに92年では52%にまで低下してきている。しかし、減少傾向にあるとはいえ、水稲共済のシェアは現在もなお50%を上回っており、共済金額シェアに関していえば、水稲共済が農業共済事業において最も主要な事業であるということができよう。

次に、この共済金額シェアを実際のわが国の農業粗生産額シェアと照らし合わせてみることにする。わが国の作物別の粗生産額のシェアの推移を表4-1に示した。この区分は共済対象作物にできる限り相当するような作物区分で算出した。この粗生産額にそれぞれの引受率を乗じたものを、共済金額シェアと比較し、その結果を表4-2に示した。この表によれば、常に水稲共済は100以下にとどまっていることが見てとれる。すなわちわが国の農業共済における水稲共済の地位は、農業生産における実際の水稲の地位よりも、低めに位置づけられているということができよう。

### 3) 事業別支出

次に各共済事業において事業運営に要した額の比較を行う。事業運営に要する支出としては損害評価費、損害防止事業費等への支出も含まれるが、中でも特に大きな支出を占めるのは「支払共済金」と「国庫負担共済掛け金」である。支払共済金に関しては、共済組合等（註11）、連合会、農業共済再保険特別会計にそれぞれ責任分担をする（再保険）システムになっているが、これを合計して「支払共済金」という一つの支出とみなすこととする。そこで、この支払共済金と国庫負担共済掛け金を加えた額を「事業負担額」と呼ぶこととし、図3にその共済事業別の推移を示した。分析期間は図2と同様に1973年以降とする。1973～1992年の20年間の事業負担額の累計（総事業にしめるシェア）は水稲共済が18億円

（47.3%）であるのに対し、家畜共済は12億円（32.7%）となっており、水稲共済事業のシェアは、すでに述べた共済金額シェアよりも低くなっているものの、やはり水稲共済のシェアが最も主要な事業といえる。また、共済掛け金は年次間変動が大きく現れない性格のものであることから、図3における年次間変動は支払共済金によるものと考えられ、水稲は家畜に比べて被害の年次間変動が激しいことが確認できる。従って、水稲被害の発生頻度が異なる期間をとることによっては、そのシェアの現れ方は大きく異なってくることが想定される（註12）。そ

表 4-1 粗産出額シェア

(%)

| 年次  | 1975  | 1980  | 1985  | 1990  |
|-----|-------|-------|-------|-------|
| 米   | 63.9  | 48.2  | 50.2  | 45.9  |
| 麦類  | 1.0   | 2.6   | 2.9   | 2.5   |
| 養蚕  | 2.7   | 2.4   | 1.1   | 0.7   |
| 畜産  | 20.5  | 23.7  | 22.6  | 24.9  |
| 果実  | 11.9  | 10.7  | 12.3  | 15.0  |
| 畑作物 | —     | 12.3  | 11.0  | 11.1  |
| 計   | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

表 4-2 共済金額・粗収益指数

| 年次  | 1975  | 1980  | 1985  | 1990  |
|-----|-------|-------|-------|-------|
| 水稻  | 95.5  | 100.0 | 90.6  | 88.0  |
| 麦   | 102.8 | 79.3  | 102.6 | 139.9 |
| 蚕繭  | 102.3 | 78.1  | 139.5 | 120.6 |
| 家畜  | 117.4 | 148.1 | 194.0 | 183.5 |
| 果樹  | 117.9 | 102.4 | 79.4  | 60.4  |
| 畑作物 | —     | 38.3  | 60.2  | 57.6  |

(資料) 各『共済統計表』, 『農業災害補償制度年報』, 『生産農業所得統計』

註) 表 4-1) は総産出額を表の項目のみを取り出して百分率にした。

区分は『生産農業所得統計』に準ずるが, 「畜産」は鶏, 鶏卵を除いた。

「畑作物」は豆類, いも類, 工芸農作物の和で計算した。

1975年は畑作物共済が制度化されていなかったため, 除いている。

表 4-2) それぞれの共済金額シェアを, 表 4-1 の結果に引受率を乗じた  
もので除した。

$$\frac{\text{共済金額シェア}}{\text{産出額シェア} \times \text{引受率}} \times 100$$

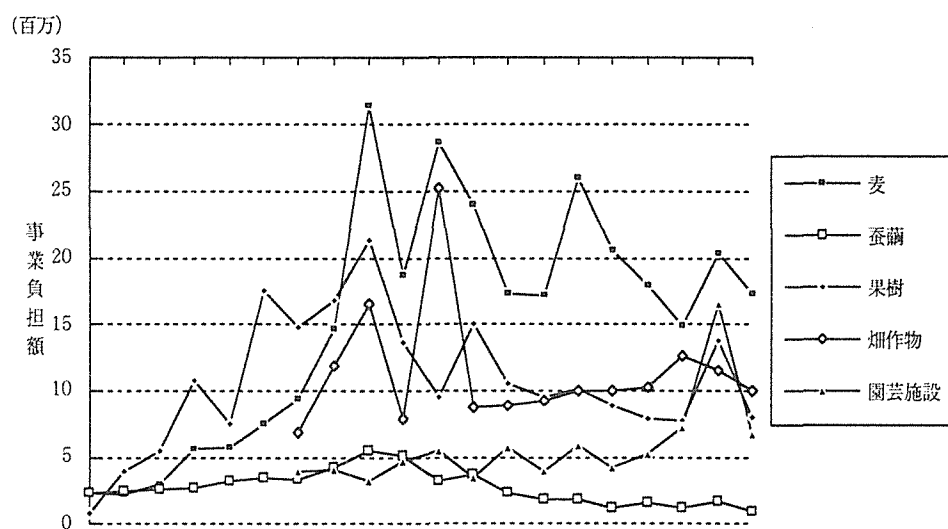
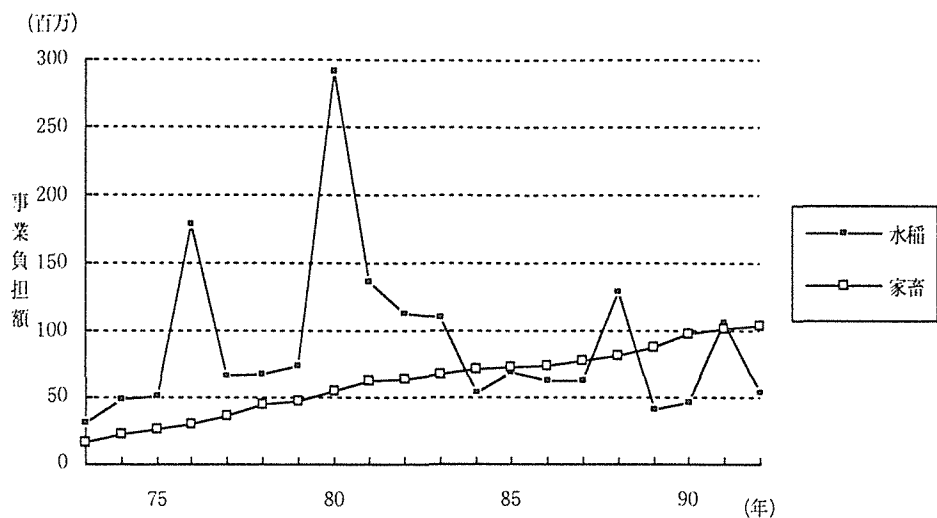


図3 事業負担額の推移

(資料) 各『共済統計表』

註) 事業負担額＝国庫負担掛け金＋支払共済金

こで1975～83年の9年間は比較的水稻被害の発生頻度が高く、84～92年の9年間はそれが低くなっているが、この2つの期間を比較すると、事業負担額の累計（総事業に占めるシェア）はそれぞれ、75～83年は水稻10.9億円（57%）、家畜4.3億円（26%）。84～92年は水稻6.2億円（33%）、家畜7.7億円（41%）とその額が逆転しており、水稻被害の頻度により「事業負担額」における事業地位が異なってくるのが指摘できる。

#### 4. 災害補償効果の特質

##### 1) 共済掛け金

農業共済がその機能に関して損害保険と異なる点については茂野〔7〕によって明らかにされているが、本節では実際に農家が支払った、あるいは受け取った額に注目し、各共済事業ごとの比較を行うことにより、水稻共済の保険的性質、ならびに災害補償効果を検討する。

##### (1) 各事業の掛け金水準

水稻共済の農家負担掛け金はすでに述べたように超過累進方式を用いてきたことで、他の共済に比べて（高被害地域において）優遇措置を受けてきたといえる。そこで、水稻共済の掛け金が実際に他の共済事業の共済掛け金と比較して有利に設定されてきたのか、以下検討する。表5は農家負担共済掛け金を共済事業別に比較したものである。「掛け金指数1」は掛け金の累計（畑作物共済事業開始以降の1979年～1992年）を共済金額の累計（同）で除したものである。つまり、これは受け取ることができる共済金の最大限度額を100円とした場合に農家はいくら掛け金を支払わなければならないかという金額を示している。「掛け金指数1」は園芸施設共済を除けば水稻共済が最も低位に現れている。園芸施設共済の指数が低いのは、被害率が他の農作物等と比較すると極めて微少であることが要因と考えられる。この指数は、それぞれの作物生産の特性に応じた被害率の差が影響してくるため、これだけで単純に結論づけることはできないが、共済金額による指数で比較する限りでは、水稻共済の農家負担掛け金は比較的低位に設定されてきたということができよう。

「掛け金指数2」は同じく1979年～1992年における農家負担分の共済掛け金をその間に農家が受け取った共済金で除したものである。これは共済金100円を受け取るために、農家が実際に負担した金額を表している。表によれば、果樹、畑作物共済は相対的に共済金を容易に受給できる共済ということができる。その理

由として考えられるのは、果樹共済は前掲図 1 に示したように引受率が低位であることから、比較的危険率の高い農家層が集中して共済に加入し、いわゆる逆選抜（註13）が発生していたということ、畑作物共済は掛け金の国庫負担額が高いため、農家負担分の掛け金が低く設定されたことが要因として考えられる。水稻共済の「掛け金指数 2」は他の共済掛け金との比較において平均的な水準であり、超過累進方式によって、特に有利に掛け金が設定されてきたとはいえない側面がある。さらに、この制度が1994年度産から撤廃されたことにより、今後は農家負担掛け金が上昇するため、今後さらに水稻共済の「掛け金指数 2」の数値は上昇することが予想される。

表5 共済掛け金（農家負担分）の事業別比較

| 共済事業 | 掛け金指数 1 | 掛け金指数 2 |
|------|---------|---------|
| 水稻   | 3.54    | 55.2    |
| 麦    | 14.46   | 58.2    |
| 家畜   | 7.76    | 58.4    |
| 果樹   | 5.25    | 36.9    |
| 畑作物  | 6.77    | 50.0    |
| 園芸施設 | 1.53    | 57.2    |

（資料）各『共済統計表』より作成。

註 1）データは1979～92年の累計である。

註 2）掛け金指数 1 = （農家負担掛け金/共済金額）×100

掛け金指数 2 = （農家負担掛け金/共済金）×100

## （2）農業経営における共済掛け金

表 6 は共済掛け金がそれぞれの作物の第 2 次生産費に占める割合を示したものである。個別品目の生産費との比較ということから、果樹共済、畑作物共済を包括的にとらえることが困難であるため、果樹共済は「うんしゅうみかん」、畑作物共済は「ばれいしょ」で代表させて見ることにする。この表によれば、1975～

80年において麦共済の掛け金比率が上昇しているが、これを除けばどの共済事業もほぼ一定水準で推移してきている。生産費に占める掛け金の割合は水稻共済が最も低く現れているが、これは危険率（被害率）の大小が影響しているものと考えられる。1979～1992年の平均金額被害率を計算すると、水稻が2.8%なのに対して、麦が8.6%、果樹のうんしゅうみかんが8.7%、畑作物のばれいしょが5.4%となっている。平均被害率と掛け金の生産費に占める比率は、逆の相関を持つものと考えられるが、うんしゅうみかんは被害率が比較的高いにもかかわらず、掛け金比率は低く現れている。

表6 単位当たり生産費における共済掛け金の比率

| （％）  |      |      |      |       |
|------|------|------|------|-------|
| 年次   | 水稻   | 麦    | みかん  | ばれいしょ |
| 1975 | 0.91 | 1.79 | 1.06 |       |
| 80   | 0.91 | 3.73 | 0.93 | 3.35  |
| 85   | 0.92 | 3.29 | 0.94 | 3.09  |
| 90   | 0.85 | 3.29 | 1.28 | 3.21  |

（資料）『米及び麦類の生産費』『果実生産費』『工芸農作物の生産費』

『農業災害補償制度年報』各年度より作成。

註1) 麦は小麦，うんしゅうみかんはみかん，ばれいしょは原料用馬鈴薯の生産費を用いた。

註2) 
$$\frac{\text{単位当たり掛け金}}{\text{単位当たり第2次生産費}} \times 100$$

## 2) 補償水準 ー単位当たり共済金額ー

共済金額とは単位当たり共済金額と基準単収と補償割合（一筆方式なら0.7，半相殺方式なら0.8，全相殺方式なら0.9）の積で求められるが，その中で補償額算定の基礎となる単位当たり共済金額の水準に注目することにする。単位当たり共済金額は国から数種類提示され，それを組合ごとに選択するものである。提示された金額の中で最高額を選択すれば補償額が充実することになるが，その反面，掛け金は高く設定されるということになる。

この単位当たり共済金額と政府買入価格の比率をとったものを図4に示した。対象は水稻，麦共済に限定している。この図によれば，1980年以前は米麦ともに単位当たり共済金額が政府買入価格をはるかに下回っていたが，80年以降は買入価格よりやや低い水準ではあるものの，ほぼこれと一致した共済金額が選択されるようになってきているといえよう。

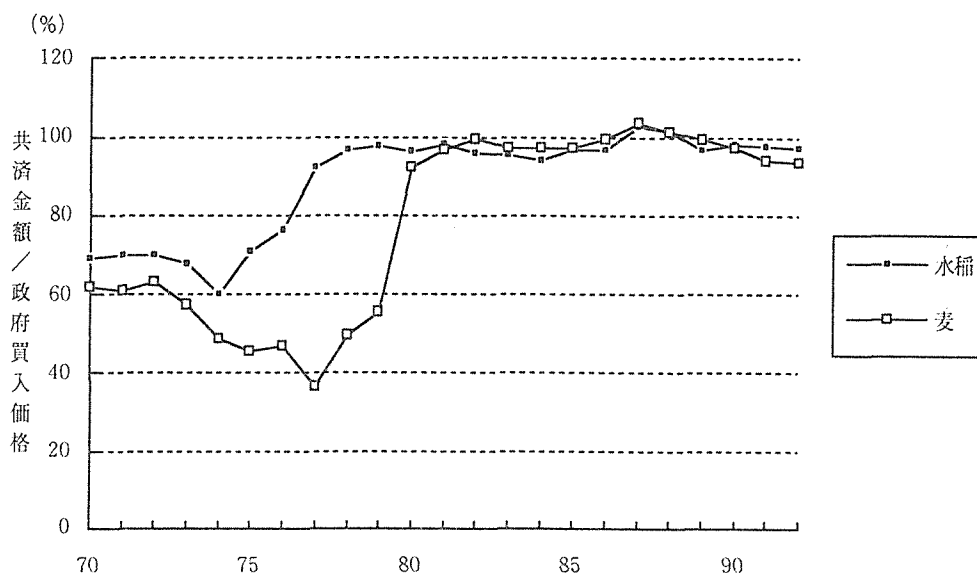


図4 共済金額・米価指数

（資料）『食糧管理年報』『続Ⅲ農業災害補償制度史』『農業災害補償制度年報』より作成。

註）政府買入価格は水稻はうるち3類1等であり，麦は銘柄区分Ⅱ・1等の価格を表示した。

次に、これを単位当たり生産費と比較したものを図5に示した。水稲共済に関してみれば、1977、78年は単位当たり共済金額がその生産費を若干上回っているが、これらの年を除けば単位当たり共済金額は生産費を下回っているのが現状である。したがって、水稲共済の補償は生産費の水準から見れば実質的には1～3割カット（註14）以上に補償水準が低いものであるといわざるを得ない。他方、麦共済に関して見てみると1970年代には低水準であった単位当たり共済金額も、80年以降はほぼ生産費相応の補償がなされているといえよう。

これらの結果を要約すると、水稲共済の補償の基礎となる単位当たり共済金額は現在、米価水準まではカバーしているといえるが、それでも生産費をカバーするまでには至っていないということであろう（註15）。

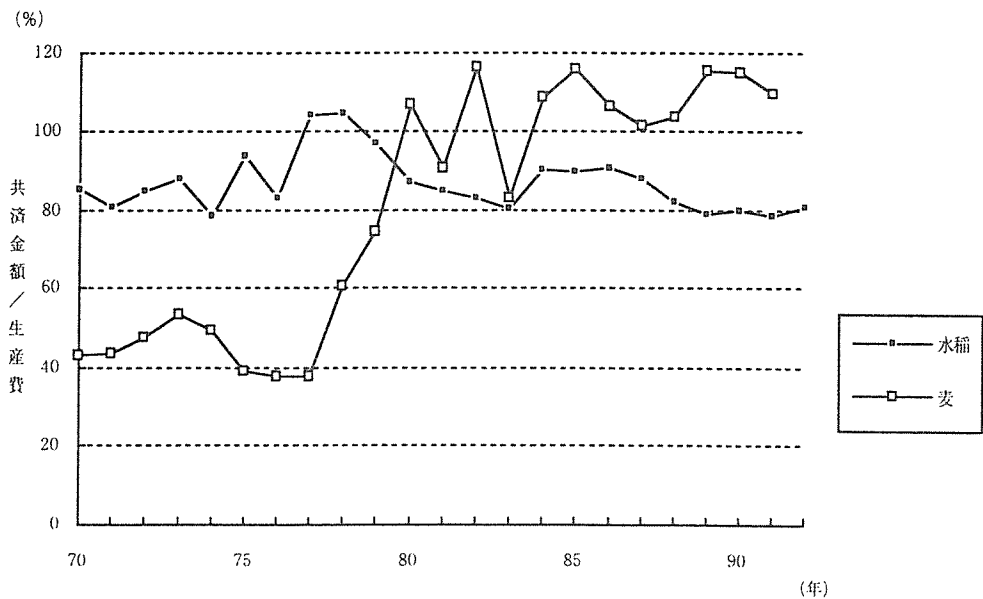


図5 共済金額と生産費の比率

（資料）農林水産省『農作物共済統計表』『米及び麦の生産費』各年次より作成。

註）第2次生産費である。ただし副産物価格を除く。

### 3) 農家の「共済差引」

農業共済は不慮の災害に備えるものであり、保険の一種であるからには「掛け捨て」が基本となるものであるが、農家にとってこの農業共済がどのくらいの災害補償効果を果たしてきたかを検討するために、農家の支払額と受取額との差引について見ることにする。表7に1戸当たりの農家負担共済掛け金、受取共済金の額を示した。共済差引を見ると、水稻共済は他の共済事業に比べてその額は小さく現れているものの、表にみるように一戸当たり平均で8.6万円、受取共済金が掛け金を上回っている。

水稻共済の一戸当たり掛け金の累計は他の共済事業に比べて最も小さくなっており、さらに、共済金受取率を見ると水稻共済は麦共済に比べて高い受取率を示している。水稻共済は掛け金が高と比べて相対的に低額であるが、その災害補償効果は明らかに認められるということができよう。

表7 一戸当たり共済差引

|        | (円)     |         |         |           |
|--------|---------|---------|---------|-----------|
|        | 水稻共済    | 麦共済     | 果樹共済    | 畑作物共済     |
| 掛け金    | 113,691 | 188,468 | 239,479 | 789,711   |
| 共済金    | 199,615 | 305,989 | 573,989 | 1,503,689 |
| 共済差引   | 85,924  | 117,521 | 334,510 | 713,978   |
| 受取率(%) | 176     | 162     | 240     | 190       |

(資料) 各「共済統計表」「農業災害補償制度年報」より作成。

註1) 1979年～1992年の累計である。

註2) 掛け金は農家負担分である。

註3) 共済差引＝共済金－掛け金

受取率＝(共済金／掛け金)×100

註4) 果樹共済は「うんしゅうみかん」、畑作物共済は「ばれいしょ」の数字である。

## 5. 要約と結論－水稲共済の特質－

本稿では農業共済事業の中での水稲共済の位置づけと、その特質に関しての考察を行った。まず、農業共済事業における水稲共済の位置づけに関しては次の3点を指摘した。

- ① 水稲共済は共済金額では50%以上というシェアを持つ、農業共済の中でも最大シェアの事業である。
- ② わが国農業における水稲の地位と比較すると、その地位はやや低く現れている。
- ③ 事業負担額において見ても、やはり最も事業支出が多い部門であったが、計算期間によっては家畜共済とその地位が入れかわることがあり、それは水稲の災害頻度によって規定されている。

次に農家側からの水稲共済の特質と災害補償効果に関する点としては、

- ① 水稲共済の補償時の算定基礎となる単位当たり共済金額は1970年代以降は政府買入米価に相当する水準を保っているが、生産費分の補償水準にまでは至っていない。
- ② 農家負担共済掛け金は、他の共済との比較においては平均的水準からやや低額であるといえる。
- ③ 受取共済金と掛け金の累計を比較すると、受取共済金为上回っており、その補償効果は確かに認められる。

という結果が得られた。

最後に本稿に残された課題を提示して結びとしたい。

本稿において水稲共済の特質を分析するために用いられたデータは、全て全国を一つの単位とした総計、あるいは平均値であった。しかしながら、わが国の農業生産構造、気象条件、災害の頻度等には極めて大きな地域差があり、地域ごとに水稲共済の地位やその特質は異なってくるものと考えられる。よって、今後この点を明らかにするために地域レベルでの詳細な分析が必要となつてこよう。

(註)

- (註1) 家畜保険法は1929年、農業保険法は1939年から施行されていた。農災法成立の背景に関しては、山内 [12] pp.48～63, 農業共済制度研究会 [6] pp.3～19参照。
- (註2) 農作物共済にはこの他に陸稲共済が含まれるが、引受が微少であるため、本稿ではこれを除外して考察する。
- (註3) このほかに共済組合独自で行う任意共済があるが、本稿では任意共済を除く6事業を対象とする。
- (註4) これらの3共済事業（正確には農作物、蚕繭の2事業）が当然加入制をとった理由に関しては、①作物災害の発生態様の特殊性から十分な危険分散を図るため。②危険に対する消極的弾力性があるため、有効需要が成立し難い。③保険技術上の問題で、個人ごとの料率算定が困難であることから、ある集団ごとの料率を適用するため、逆選択（註13）が起こりうる。という3点を指摘している。詳しくは農業共済制度研究会 [5] p.86を参照。
- (註5) この理由を「家畜飼養農家が一般農家よりも経済的に若干余裕があり、家畜が財物として観念され、任意加入制のもとで保険制度が成立するための条件がある程度成熟していたから」としている。農業共済制度研究会 [6] pp.365～366
- (註6) 農災法第111条の2
- (註7) 1971年の農災法改正から段階的に引き上げられていった。詳しくは、全国農業共済協会 [18], [19] 参照。
- (註8) 蚕繭共済は超異常災害部分が100%, 異常災害, 通常災害部分が50%となっている。
- (註9) 全国農業共済協会 [17] 1994年4月号, PP.58～60参照。
- (註10) 政府買入米価（3等うるち裸価格, 60kg当たり）は1973年の10,218円から77年には17,086円に急増している。
- (註11) 共済組合および共済事業を行う市町村を指す。
- (註12) 本郷・志賀 [1] 参照。
- (註13) 逆選択ともいう。鷺田 [10] pp.58～59参照。
- (註14) 一筆方式では基準収穫量の3割（半相殺2割, 全相殺1割）をカットして補償することになっている。
- (註15) 米価と生産費との関係は、次ページの付表のように推移している。

付表 米麦価・生産費の比較

|    | (%)  |     |     |     |     |
|----|------|-----|-----|-----|-----|
|    | 1970 | 75  | 80  | 85  | 90  |
| 水稻 | 126  | 133 | 89  | 94  | 83  |
| 麦  | 70   | 86  | 116 | 119 | 119 |

(資料) 『食糧管理年報』 『米及び麦の生産費』 より作成。

註1)  $\frac{\text{政府買入米・麦価}}{\text{第2次生産費}} \times 100$ によって算出。

2) 生産費，米麦価は図4，図5と同様。

## 引用および参考文献

- [1] 本郷 徹・志賀永一「稲作経営における水稻共済の機能に関する一考察－共済機能の集落間格差を中心に－」北海道大学農学部紀要別冊『農経論叢』第51集，1995
- [2] H.Tsujii, 'An Economic Analysis of Rice Insurance in Japan'  
P.Hazell, C.Pomareda, A.Valdes eds. "Crop Insurance for  
Agricultural Development" John Hopkins Univ. Press, 1986
- [3] 嘉田良平「農業共済制度の基本問題」『農業と経済』1979年12月号
- [4] 村上正晴「畑作物共済のあり方を考える」『農業と経済』1979年12月号
- [5] 農業共済制度研究会『農業災害補償法解説』全国農業共済協会，1980
- [7] 農業共済制度研究会『新農業災害補償法解説』全国農業共済協会，1987
- [8] 七戸長生『日本農業の経営問題』第10章「農業災害問題－技術的リスクへの対応－」北海道大学図書刊行会，1988
- [9] 茂野隆一「農業災害補償制度と農家経済－保険サービスとしての特質と機能の変遷－」『農業総合研究』第40巻第3号，1986
- [10] T.Yamauchi, 'Evolution of the Crop Insurance Program in Japan'  
P.Hazell, C.Pomareda, A.Valdes eds. "Crop Insurance for

Agricultural Development” John Hopkins Univ. Press, 1986

- [11] 鷺田俊顕『共済保険用語辞典』全国農業共済協会, 1974
- [12] 山田栄司「農業共済の課題」農業共済基金『基金月報』1988年8月号
- [13] 山内豊二『農業保険の経済的研究』（研究叢書第46号）農業総合研究所, 1957
- [14] 山内豊二『農業災害と農業保険の国際比較』大明堂, 1983
- [15] 吉井邦恒「農業共済の現状と課題」『農業と経済』1992年5月号
- [16] 吉井邦恒「農業共済団体の業務の効率性に関する分析」『オペレーションズ・リサーチ』vol.37 No.1, 1992
- [17] 吉井邦恒「農業共済事業の運営コストに関する分析」『農業総合研究』第47巻2号, 1993
- [18] 全国農業共済協会『月刊NOSA I』（旧『月刊農業共済』）各号
- [19] 全国農業共済協会『続Ⅱ農業災害補償制度史（全4巻）』, 1982
- [20] 全国農業共済協会『続Ⅲ農業災害補償制度史（全3巻）』, 1994